

設 計 書

公益財団法人 広島県下水道公社 福山支所

令和 8 ・ 9 年度（2 年分）

福山市内

芦田川流域下水道

流域関連公共下水道接続点水質測定業務

令和 8 年 1 月設計

業務価格 金 円		消費税相当額 金 円	業務委託費 金 円	業務名 芦田川流域下水道 流域関連公共下水道接続点水質測定業務			
工種・名称	種 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1 直接業務費	分析費	水質試験	回	24			第1号代価表
		分析費計					
	試料採取費	直接人件費	回	24			第2号代価表
		交通費	回	24			第3号代価表
2 間接業務費	直接業務費 計						
	諸経費		式	1			
業務価格							千円未満切捨
3 消費税相当額							
業務委託費							

第1号代価表

第1号		金 円		水質試験			(1回当り)		
工種・名称	種 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額			
気温			検体	4			採水場所 ①新涯第1 ②新浜 ③蔵王第2 ④箕島第1 1回/月 報告書作成費 を含む		
水温			検体	4					
透視度			検体	4					
pH			検体	4					
浮遊物質			検体	4					
BOD			検体	4					
COD			検体	4					
n-ヘキサン抽出物質			検体	4					
よう素消費量			検体	4					
塩化物イオン			検体	4					
カドミウム			検体	4					
鉛			検体	4					
六価クロム			検体	4					
ひ素			検体	4					
総水銀			検体	4					
全クロム			検体	4					
計									

(1回当たり)

[illegible]

業 務 委 託 提 出 書 類 一 覧

(公財) 広島県下水道公社							
業務名称		芦田川流域下水道 流域関連公共下水道接続点水質測定業務				受託社名	
	名 称	様式番号	部数	提出期日	提出日	提出基準	備考
1	着手届	1	1	契約後 10 日以内		総て	
2	業務資格証書 (事業者の登録証、環境計量士 登録証、直接的恒常的雇用関 係を証明するもの) の写し	2	1	"		"	
3	業務計画表		1	"		"	任意様式
4	緊急連絡先通知書		1	"		"	"
5	事故発生報告書		1	その都度		"	"
6	氏名等変更届		1	"		"	"
7	業務報告書	4	1	試料採取後 30 日以内 (3月分は3/31日まで)		"	
8	業務完了報告書	5	1			"	

仕 様 書

1 業務名

芦田川流域下水道 流域関連公共下水道接続点水質測定業務

2 業務の目的

この業務は、芦田川浄化センターの適切な水質管理のため、接続点の水を採水し、下水道法第21条第1項の規定を準用して測定を行う。

3 業務場所（図面参照）

- (1) 新涯第1 (福山市新涯一丁目26番地地先)
- (2) 新浜 (福山市一文字町 山陽染工(株)西側)
- (3) 蔵王第2 (福山市新浜町二丁目3番2号 新浜中継ポンプ場)
- (4) 箕島第1 (福山市箕沖町 (株)マナック東側)

4 業務期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

5 業務内容（試験項目等については別紙1のとおり）

水質試験 1回/月

6 業務実施要領

- (1) 業務の実施前に、別紙「業務委託提出書類一覧」に示す書類を提出すること。
- (2) 業務の実施前に業務計画表を提出し、監督員の承認を得ること。
- (3) 高所作業や危険な作業を伴う検体の採取を行うときには、十分な安全管理を行うこと。また、必要な交通整理員を配置すること。
- (4) 検体採取の実施日について受託者は委託者の指示に従う。検体採取に必要な器具は受託者がすべて準備すること。また、所轄警察署への道路使用許可申請を受託者の責任において行うこと。
- (5) 検体の搬送は保冷車を使用するなど、検体の取扱いに留意すること。
- (6) 測定・分析の方法は関係法令の定める規則・基準および日本工業規格によるものとし、その他必要な事項については監督員の指示に従うこと。
- (7) 分析は検体採取後すみやかに行い、分析結果(2部)、分析計算書(1部)を添付した業務報告書をすみやかに提出すること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて監督員と協議して定めること。

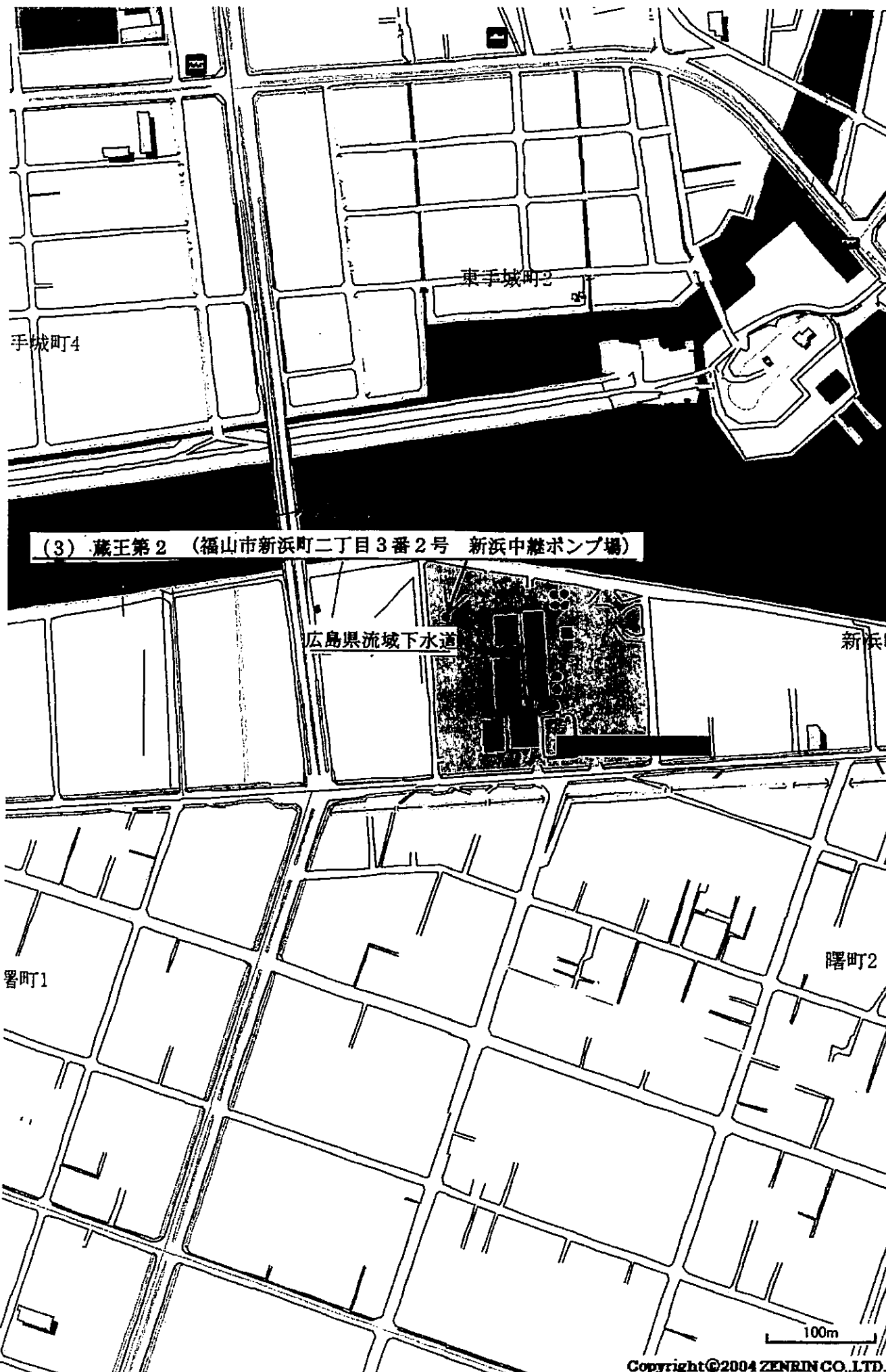
業 務 場 所



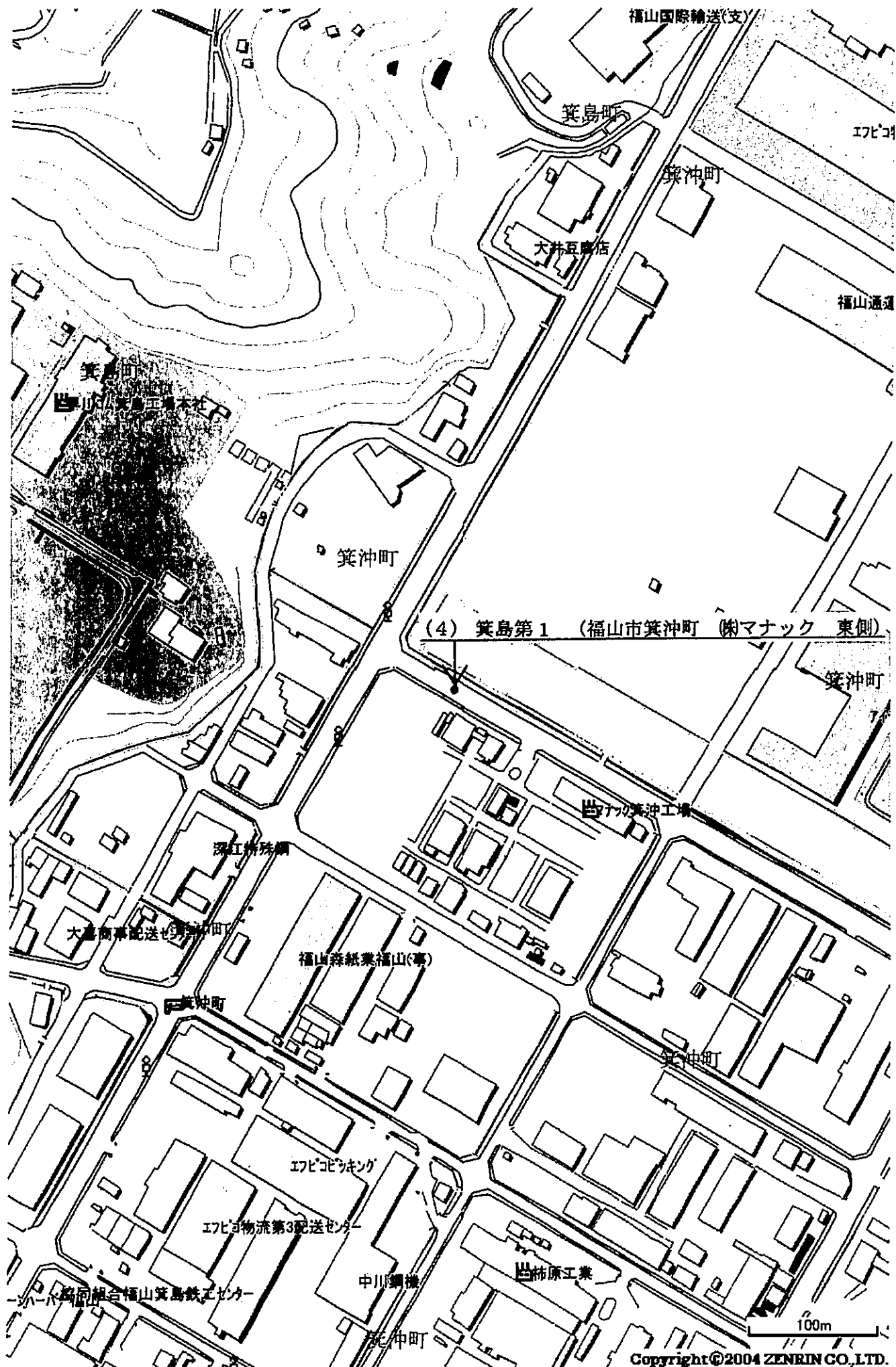
(1) 新涯第1 (福山市新涯一丁目26番地地先)



(2) 新浜 (福山市一文字町 山陽染工(株) 西側)



(3) 蔵王第2 (福山市新浜町二丁目3番2号 新浜中継ポンプ場)



(4) 箕島第1 (福山市箕沖町 (附マナック 東側))

別紙 1

測定項目

検査名	試験項目	検体数	定量下限値 (mg/L)	備考
一般項目	気温	96	—	1 回当たり 4 検体 ①新涯第 1 ②新浜 ③蔵王第 2 ④箕島第 1 1 回／月
	水温	96	—	
	透視度	96	—	
	p H	96	—	
	浮遊物質	96	—	
	B O D	96	—	
	C O D	96	—	
	n-ヘキサン抽出物質	96	1	
	よう素消費量	96	0.1	
	塩化物イオン	96	—	
健康項目	カドミウム	96	0.003	
	鉛	96	0.01	
	六価クロム	96	0.02	
	ひ素	96	0.01	
	総水銀	96	0.0005	
特殊項目	全クロム	96	0.1	

※ 定量下限値は表中以下の値とする。